

## 2019～2021 年度 入札参加資格審査申請書提出要領（建設工事）

鳥羽志勢広域連合 総務課

2019 年度から 2021 年度において、鳥羽志勢広域連合が発注する建設工事の競争入札等に参加を希望される方の資格及び申請手続き方法は次のとおりです。

なお、当該入札参加資格申請を提出していただきましても、発注がない場合もございますので予めご留意ください。

### 1. 入札参加資格申請者の要件

入札参加資格申請書を提出される方は、次の要件を満たしている必要があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者
- (2) 法人税（個人にあつては申告所得税）及び消費税及び地方消費税について未納がないこと。また、広域連合管内（鳥羽市、志摩市及び南伊勢町）に本店又は委任先となる支店、営業所等を置く事業者については、その事業所等の所在地における市町税について未納がないこと。
- (3) 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建設業の許可を受けているとともに、同法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査を受けていること。

### 2. 入札参加資格者名簿の有効期間

2019 年 6 月 1 日から 2022 年 5 月 31 日まで（3 年間）

### 3. 受付期間及び申請方法等

#### (1) 受付期間

##### ・2019 年 6 月 1 日から有効となる入札参加資格申請書の受付期間

2019 年 4 月 8 日（月）から 2019 年 4 月 19 日（金）まで（土日を除く）

午前 9 時から正午まで 及び 午後 1 時から午後 5 時まで

##### ・2019 年 9 月 1 日以降から有効となる入札参加資格申請書の受付期間

2019 年 4 月 22 日（月）より随時受付（土日祝日を除く）

午前 9 時から正午まで 及び 午後 1 時から午後 5 時まで

※2019 年 6 月 1 日以降から有効となる入札参加資格申請を提出した者については、指定登録日（6 月 1 日、9 月 1 日、12 月 1 日、3 月 1 日）の前月 10 日（この日が休日の場合はその翌日）まで提出がある分につき、当該指定登録日から有効とする。

但し、2019 年 6 月 1 日から有効となる入札参加申請書の提出期間は上記のとおりとする。

## (2) 提出場所

鳥羽志勢広域連合 総務課

〒517-0214 三重県志摩市磯部町迫間2番地

## (3) 提出方法

持参 又は 郵送（登録後の変更届けについても同様とする。）

提出書類は、受領書（提出書類一覧）の番号順に整理し、A4判フラットファイル（2穴、色指定：ピンク）に綴り提出してください。また、フラットファイルの表紙及び背表紙には必ず業者名を記入するようお願いいたします。

## 4. 提出書類一覧（提出、記載方法）

### ①入札参加資格審査申請書（様式1-工）

{01} 「1. 新規／2. 更新」欄には、該当箇所に○を付す。

{02} 「許可番号」欄には、許可を受けている建設業の許可番号を記載する。

（アラビア数字で右詰めで記入。余白は「0」を記入すること。）

{03} 「整理番号」については、記載しないでください。

{04} 「主たる営業所」欄には、本社又は本店の各必要事項を記載し、印鑑登録印を押印すること。

{05} ～ {12} 欄については、登録しようとする本店又は支店等に関する事項を記載すること。（本社又は本店で登録を希望する者も記載すること。）

{09} 欄「担当者」は、本入札参加資格申請書を作成した担当者名を記載する。

{13} 「資本金」及び {14} 「営業年数」欄には、経営事業審査通知書から転記すること。

{15} 「建退共加入の有無」欄には、該当する番号に○を付す。

加入している場合には、「⑭建退共加入証明書」を添付すること。

{16} 「ISO 認証取得」欄には、取得年月日及び種類を記載すること。また、認証を証する書類を添付すること。

### ②有資格技術職員調書（建設工事用）（様式2-工）

{01} 有資格技術職員内訳

表中の国家資格等を有する技術職員の数を記載すること。

{02} 入札参加希望順位

当提出要領末尾に記載するコードに基づき入札希望順位を記載すること。

また、許可の無い業種は登録できません。

### ③許可証明書（複写可）

建設業法第3条の規定による許可を受けていることを証明する許可証明書

④経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経審）の写し

申請時において有効期間内（審査基準日から1年7カ月以内）で最新のを添付すること。ただし、上記基準に該当し、提出時点において当該結果通知書が手元に届いていない場合については、経営事項審査申請書に受付印のあるもの（写し）を添付し、当該結果通知書が届き次第、速やかに提出するものとする。

※有効期間が切れている者は、該当する指名等から除外するものとする。

⑤営業所一覧表（様式4-工）

当該様式に記載されている記載要領により記載すること。

なお、受任先から入札参加資格申請書を提出する場合にあっては、その受任先の許可を明確に記載すること。

また、許可の無い業種は登録できません。

⑥登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は身分証明書

（申請日以前3カ月以内の証明日のものに限る。複写可。）

法人の場合：登記事項証明書（履行事項全部証明書）

個人の場合：市町村長（本籍地）の発行する身分証明書

⑦印鑑（登録）証明書（申請日以前3カ月以内の証明日のものに限る。複写可。）

法人の場合：所轄法務局の発行する印鑑証明書

個人の場合：市町村長の発行する印鑑（登録）証明書

⑧使用印鑑届（様式5-工・測）※本社又は本店で登録する場合のみ

入札、契約等の際に使用する印鑑を使用印欄に押印し、届出者の押印は、印鑑（登録）証明のある印鑑とする。

⑨委任状兼使用印鑑届（様式6-工・測）※受任先から登録する場合のみ

委任者欄の押印は、印鑑（登録）証明のある印鑑とし、受任者欄の押印は受任者の使用する印鑑とする。

⑩納税証明書（申請日以前3カ月以内の証明日のものに限る。複写可。）

○管内（鳥羽市、志摩市、南伊勢町）に登録する本店又は営業所を設置する場合

・国税に係る納税証明書

法人の場合：納税証明書 様式その3の3（法人税及び消費税）

個人の場合：納税証明書 様式その3の2（申告所得税及び消費税）

・市、町税の完納を証明する書類

○管外に登録する本店又は営業所を設置する場合

・ 国税に係る納税証明書

法人の場合：納税証明書 様式その3の3（法人税及び消費税）

個人の場合：納税証明書 様式その3の2（申告所得税及び消費税）

⑪工事・測量等経歴書（様式7－工・測） 及び ⑫技術者経歴書（様式8－工・測）  
当該様式に記載されている記載要領により記載すること。

⑬建退共加入履行証明書（複写可）

建設業退職金共済組合に加入している者は、その証明書を添付すること。

⑭技術職員等名簿（様式9－工）

管内本店事業者のみ提出。当該様式に記載されている記載要領により記載すること。

申請時点において、実際に現場に配置可能な職員のみを全て記載するものとし、必ず添付書類を添付すること。

※その他注意事項

申請書の受付を証するため、受領書に所在地又は住所、商号又は名称、代表者を記入し、フラットファイルに綴り込まず提出すること。受付印を押印して返却します。

郵送で提出される方は、返信用封筒（84円切手添付）を同封して提出してください。

## 5. 問い合わせ先

鳥羽志勢広域連合 総務課

〒517-0214 三重県志摩市磯部町迫間22番地

TEL：0599-56-1030 FAX：0599-56-1023

希望順位コード一覧表

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木一式工事	11	鋼構造物工事	21	熱絶縁工事
02	建築一式工事	12	鉄筋工事	22	電気通信工事
03	大工工事	13	ほ装工事	23	造園工事
04	左官工事	14	しゅんせつ工事	24	さく井工事
05	とび・土工・コンクリート工事	15	板金工事	25	建具工事
06	石工事	16	ガラス工事	26	水道施設工事
07	屋根工事	17	塗装工事	27	消防施設工事
08	電気工事	18	防水工事	28	清掃施設工事
09	管工事	19	内装仕上工事	29	解体工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	20	機械器具設置工事		